

# 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び杵築市契約事務規則（平成23年杵築市規則第19号）第25条の規定に基づき公告する。

令和7年6月11日

杵築市長 永 松 悟

## 第1 競争入札に付する事項

- 1 件 名 令和7年度 Microsoft Office 及びノート型コンピュータ賃貸借業務
- 2 物件の仕様等 仕様書等による
- 3 物件の設置場所 杵築市大字杵築377番地1 他
- 4 履行期間（納期限） 契約日から令和7年9月30日まで  
（賃貸借期間）令和7年10月1日から令和12年9月30日 5年（60か月）
- 5 業務概要 仕様書等による
- 6 最低制限価格 設けない

## 第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- 1 杵築市が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する要綱（令和6年杵築市告示第65号）により、令和7年度において、大分類：「役務の提供等」の小分類：「リース・賃貸借」について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- 2 大分県内自治体に対し、杵築市が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する要綱（令和6年杵築市告示第65号）の別表（第2条関係）、大分類：「物品の製造・販売」の小分類：「電子計算機類」に該当する品で同種、同規模程度のものを過去10年以内（平成27年度以降）にリースで納入実績のある者であること。
- 3 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく、杵築市の入札制限を受けていない者であること。

- 4 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても杵築市が発注する物品製造等の契約に係る指名停止基準（平成22年告示第30号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- 5 入札予定日以前3か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- 6 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- 7 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 第3 入札手続等

#### 1 入札担当課

郵便番号 873-0001

住所 杵築市大字杵築377番地1

名称 杵築市役所本庁舎2階 財政課 契約検査係

電話番号 0978-62-1804（内線220・216）

## 2 本公告内容の交付期間、場所及び方法

- (1) 交付期間 令和7年6月12日(木)から令和7年7月8日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日等を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所 杵築市公式ウェブサイト (<http://www.city.kitsuki.lg.jp/>) のほか、インターネット(大分県共同利用型入札情報サービスシステム <https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPLMENU>)において行う。

## 3 仕様書等の閲覧期間、場所及び方法

- (1) 閲覧期間 第3の2の(1)に同じ。
- (2) 閲覧方法 第3の2の(2)に同じ。

## 4 仕様書に対する質問及び回答

- (1) 仕様書に対する質問がある場合は、書面(様式は自由)により提出すること。

ア 提出期間 令和7年6月12日(木)から令和7年6月27日(金)までの、土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(ただし正午から午後1時を除く)

イ 提出方法 持参、郵送又は電送により提出すること。なお、電送の場合は、到達の確認を必ずウの契約担当係に電話で行うこと。

E-mail: [joho@city.kitsuki.lg.jp](mailto:joho@city.kitsuki.lg.jp)

ウ 提出場所 契約担当課

郵便番号 873-0001

住 所 杵築市大字杵築377番地1

名 称 杵築市役所本庁舎2階 総務課 情報政策係

電話番号 0978-62-3131 (内線260・261)

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 回答内容と方法 質問及び質問に対する回答は、杵築市公式ウェブサイト (<http://www.city.kitsuki.lg.jp/>) のほか、インターネット(大分県共同利用型入札情報サービスシステム <https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPLMENU>)において閲覧に供する。

イ 回答掲載期間 令和7年7月2日(水)から令和7年7月8日(火)まで

## 5 仕様適合確認及び機能等証明書について

- (1) 納入品が仕様書等に適合することを事前に確認するため、次のとおり機能等証明書を

提出し、仕様適合確認を受けること。なお、事前の適合確認は書類上の確認であり、入札参加者が仕様書等に適合することを証明するものであるため、納入品が仕様を満たさないことが判明した場合には、その時期に関わらず受注者負担による適合品への交換を原則とするので、適合性については十分に確認すること。

- ア 提出期間 令和7年6月12日(木)から令和7年7月7日(月)までの(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く)午前9時から午後5時まで
- イ 提出方法 仕様書等の閲覧時に配布する機能等証明書を4の(1)のウの担当係へ持参、郵送又は電送により提出すること。なお、電送の場合は、到達の確認を必ず第3の4の(1)のウの担当係に電話で行うこと。  
E-mail : johocity.kitsuki.lg.jp
- ウ 確認期間 上記アと同じ
- エ 確認方法 書類確認及びヒアリング(日時は第3の4の(1)のウの担当係と調整のこと)

6 競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)の提出期間及び方法等

- (1) 提出期間 令和7年6月12日(木)から令和7年7月2日(水)までの(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く)午前9時から午後5時まで
- (2) 提出方法 原則、大分県共同利用型電子入札システムによるものとする。なお、添付する書類の作成アプリケーション及びバージョンは、次のとおりとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。

使用アプリケーション	ファイル形式
Microsoft Word	Word2016にて読み込み可能なもの
Microsoft Excel	Excel2016にて読み込み可能なもの
その他のアプリケーション	PDFファイル

※上位バージョンのアプリケーションを使用している場合は、ファイルの保存形式を上記の形式にして保存すること。

- (3) 提出書類等
  - ア 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
  - イ 履行実績等(様式第2号)
  - ウ 履行実績等に記載した契約内容が判明できる契約書等の写し
- (4) 提出期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者

は、この入札に参加することができない。

#### 7 その他

- (1) 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に使用しない。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 提出期限後における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

### 第4 入札書の提出

#### 1 入札書の提出期間及び方法等

- (1) 提出期間 令和7年7月3日(木)午前9時から令和7年7月8日(火)午後5時まで
- (2) 提出方法 原則、電子入札システムによるものとする。  
閲覧資料「物品・役務等の入札について」を参照すること。
- (3) 入札書の記載 入札者は消費税法に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(1か月分)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 第5 開札の日時及び場所並びに方法等

- 1 日 時 令和7年7月9日(水)9時00分
- 2 場 所 杵築市大字杵築377番地1  
杵築市役所 本庁舎2階 第2会議室

#### 3 開札の方法

- (1) 入札参加者で立会いを希望する者は、1名に限り立ち会うことができる。
- (2) 立会いを希望する場合には、令和7年7月8日(火)午後5時までに財政課契約検査係に入札の立会いを申し出ること。この場合において、入札参加者の代理人が立会人となるときは、開札日当日、委任状(任意様式)を提出すること。
- (3) 入札回数は1回とする。
- (4) 入札に参加した者(以下「入札参加者」という。)のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者として決定するものとする。
- (5) 開札の結果、入札参加者のうち落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる「くじ」により落札候補者を決定するものとする。

る。

## 第6 落札者の決定等

- 1 開札後は落札者の決定を保留し入札を終了する。
- 2 入札終了後、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者の申請書等について審査し、最低価格入札者が競争入札参加資格を満たしていると杵築市物品製造等契約入札参加者審査委員会において確認したときは、確認した日をもって当該落札候補者を落札者として決定するものとする。ただし、当該競争入札参加資格を有しないと確認したときは、当該落札候補者を除いて予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）の競争入札参加資格を確認したうえで、次順位者を落札者として決定するものとする。（次順位者が競争入札参加資格を有しないときは、順に同様の手続きを行うものとする。）
- 3 2の規定により競争入札参加資格を有しないと確認された者が行った入札については、これを無効とし、競争入札参加資格不適合通知書を送付するものとする。
- 4 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）以内に行うものとする。ただし、最低価格入札者が競争入札参加資格を満たしていない場合は、この限りでない。
- 5 落札者が決定した場合は、直ちに落札者に対し書面により通知を行うものとする。

## 第7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- 1 競争入札参加資格がないとされた者は、競争入札参加資格不適合の通知の日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して、競争入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができるものとする。
- 2 競争入札参加資格がないとされた者が1の説明を求める場合は、書面（様式は自由）を持参して行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
- 3 2の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して8日以内に書面により回答するものとする。
- 4 2の書面の提出場所は第3の1とする。

## 第8 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 免除とする。

- 2 契約保証金 契約金額の100分の10以上。ただし、杵築市契約事務規則第6条第3項に該当する場合は免除。

## 第9 契約書の作成

- 1 落札者が決定したときは、第6の5により通知を受けた日から7日以内に契約書の取り交わしをするものとする。

## 第10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札者としての資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札
- (7) 公告第2に示した競争参加資格のない者のした入札
- (8) 虚偽の申請を行った者の入札
- (9) 電子入札にあっては、認証を用いない者のした入札
- (10) 電子入札にあっては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到達した金額等の電磁的記録が書き換えられた入札

## 第11 その他

- 1 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とすること。
- 2 開札後、落札決定するまでの間に落札候補者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当した場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。なお、この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

- (1) 指名停止基準に基づく指名停止を受けたとき(杵築市指名停止等措置基準に基づく指名停止等措置要件に該当するに至った場合を含む)。
- (2) 入札説明書に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。

- 3 契約担当者は、落札決定後、契約書締結までの間に落札者が、2の（1）又は（2）のいずれかに該当した場合は、落札者の決定の取消を行うことができるものとする。
- 4 契約担当者は、契約書締結後において、落札者が2の（1）又は（2）のいずれかに該当した場合は、契約の解除を行うことができるものとする。
- 5 落札者（落札候補者、最低価格入札者及び契約者を含む。）は、入札後に2の（1）又は（2）のいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。
- 6 入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とする。
- 7 入札（開札）後において、入札公告、入札説明書、仕様書等の内容についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
- 8 その他不明な点は、杵築市財政課契約検査係まで照会のこと。

電話番号 0978-62-1804（内線220・216）